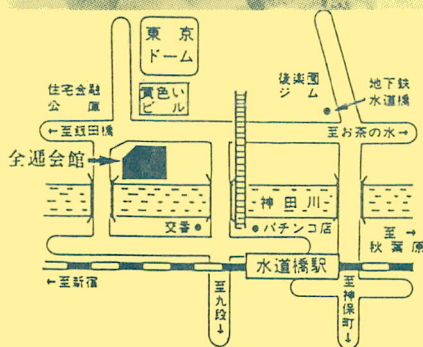


12.8 憲法と戦後補償を考える 女性のつどい



- '93/12月8日(水) 6時P.M.より
- 全通会館 9Fホール (地図参照)
- お話 姜 尚中さん (国際基督教大学准教授)
福島瑞穂さん (弁護士)
- 会場からの発言、アピール
- 司会 吉武輝子さん
- 参加費 600円



- 交通 中央線・総武線・水道橋駅西口下車3分
地下鉄・三田線水道橋駅下車5分
- 住所 文京区後楽1-2-7

強制的に「従軍慰安婦」とされた女性たちをはじめ、日本軍による戦争犯罪を告発し、日本政府の公式な謝罪と償いを要求し、多くのアジアの人々が裁判に踏み切り、国連に訴え、行動を起こしています。しかし、細川新首相が8月15日、アジア太平洋戦争を〈侵略戦争であった〉と明言したものの、日本政府の対応は遅々として前進していません。

侵略戦争の事実を認め日本人一人ひとりが自らの戦争責任を問いつけ誠実な謝罪と償いを果たすことによって、平和・人権・民主主義の憲法の精神はより内実あるものとなるのではないのでしょうか。

アジアの民衆の心をその視点として冷静な分析による鋭い問題提起を続ける姜尚中さん。「従軍慰安婦裁判」をはじめ性差別とたたかう女性弁護士として精力的に活動している福島瑞穂さんを迎え、あらためて憲法と戦後補償について考えたいと思います。歴史の転換期にあるいま、私たち自身の平和運動の問い直しもこめ、積極的で有意義な討論が実現できたら幸いです。

ぜひあなたもご参加ください。 1993年11月

主催 戦争への道を許さない女たちの連絡会

文京区本郷1-33-3 東プロビル Tel.3816-2057